

新統計法と愛媛県統計調査条例の適用範囲

構 成		新統計法	愛媛県統計調査条例		備考
			県基幹統計調査	左以外の 県統計調査	
総 則	目的	法第1条	第1条		
	定義	法第2条	第2条		
	基本理念	法第3条			
	基本計画	法第4条			
統計調査 の 実 施	基幹統計(調査)の指定	法第7条	第3条		
	報告義務	法第13条	第4条		
	統計調査員	法第14条	第5条		
	立入検査等	法第15条	第6条		
	かたり調査の禁止	法第17条	第7条		
	調査結果の公表	法第23条(一部公表しなくても良い場合がある。)	第8条第1項(全部公表)	第8条第2項(一部公表しなくても良い場合がある。)	
調査票情報の 利用・提供	庁内での二次利用	法第32条	第9条		
	外部への提供	法第33条	第10条		
調査票情報の 保 護	調査事務従事者	適正管理	法第39条第1項第2号(第2項)		業務受託者、二次利用者も対象。
		守秘義務	法第41条第2号(第6号)		
		利用制限	法40条第1項		
	調査票情報の外部提供を受けた者(業務受託者を含む。)	適正管理	法第42条第1項第1号(第2項)	第11条	
		守秘義務	法第43条第1項第1号(第2号)	第12条第1項	
		利用制限	法第43条第2項	第12条第2項	
雑 則	その他必要な事項の規則等への委任	法第18条	第13条		

罰 則	かたり調査の禁止違反		【法第57条】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 〔未遂罪適用〕	【第14条第1項第1号、 第14条第2項】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 〔未遂罪適用〕	
	調査事務従事者	守秘義務違反	【法第57条】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	業務受託者、二次利用者も対象。	
		図利目的による提供・盗用	【法第59条】 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金		
	調査票情報の外部提供を受けた者(業務受託者を含む。)	守秘義務違反	【法第57条】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	【第14条第1項第2号】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
		図利目的による提供・盗用	【法第59条】 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	【第15条】 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
	調査事務従事者(業務受託者を含む。)による統計の改ざん等		【法第60条】 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	【第16条第1号】 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
	第三者による報告妨害		【法第60条】 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	【第16条第2号】 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
調査対象者の報告義務違反、虚偽報告、立入検査忌避等		【法第61条】 50万円以下の罰金	【第17条】 20万円以下の罰金		